

令和 7 年度

仕 様 書

事業名： 【河川】緊急自然災害防止対策事業

工事場所： 竹原市 東野町

工事名： 東野地区浸水対策事業 普通河川在屋川河川改修工事（3 工区）

工事概要： 工事延長 $L=103.7\text{m}$
ブロック積擁壁 $A=347\text{m}^2$
底張コンクリート $V=155\text{m}^3$

【添付書類】
☐ 特記仕様書
☐ 工事数量総括表
☐ 図面 等

特記仕様書（個別事項）

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、東野地区浸水対策事業 普通河川在屋川河川改修工事（3工区）に適用する。
 - 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）
 - ・特記仕様書（共通事項）（令和7年8月）広島県
- ※ 土木工事共通仕様書、特記仕様書（共通事項）は「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>

第2節 中間検査

本工事は、中間検査の対象工事とする。

第3節 情報共有システム

本工事は、情報共有システムの対象であり、実施については土木工事共通仕様書1-1-1-26 施工管理「10. 工事情報共有化」に従うこと。

第4節 週休2日適用工事

本工事は、週休2日適用工事（受注者希望型）であり、「竹原市週休2日適用工事実施要領（令和7年6月1日一部改正）」に従うこと。
なお、工事着手までに、様式1「休日取得計画表」を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとし、対象期間を明確にするため、工事着手日と工事完了日を計画表に明記するものとする。

第5節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

- 1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画
受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。
- 2 計画の掲示及び公表
受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm
- 3 実施書の提出
受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。
- 4 工事現場の管理体制
受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。
- 5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成
受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。
※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。
 - (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
 - (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
 - (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- 6 運搬業者への通知
受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。
- 7 確認結果票の掲示及び公表
受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
- 8 確認結果票の保管
受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。
 - (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
 - (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
 - (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
 - (4) 建設発生土の搬出量
 - (5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付
受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管
受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

- 13建設発生土の最終搬出先までの確認
- 受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9（1）～（5）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
- (1)国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合

(2)受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合

(3)ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード

(4)9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出ししないもの）

第2章 材料

第1節 大型土のう

本工事は、大型土のうを使用する工事であり、特記仕様書（共通事項）第2章 材料 第3節 大型土のう に規定する「耐候性大型土のう積層工法」設計・施工マニュアル については、「耐候性大型土のう積層工法」設計・施工マニュアル（第2回改訂版）に読み替えるものとする。

第3章 施工条件

第1節 工程

- 1関連する別途工事

工事名①東野地区浸水対策工事 普通河川在屋川河川改修工事（2工区）

影響箇所NO.1付近～EC.2まで

他工事の内容右岸側 堤内擁壁工

時期令和7年9月～令和8年1月（予定）

工事名②東野地区浸水対策工事 長善寺下橋橋梁架替工事

影響箇所EC.2～BC.4

他工事の内容橋梁架替、作業ヤード用仮設盛土

時期令和7年12月以降（予定）
- 2施工時期・時間の制限

施工内容護岸工及び底張工

時期出水期（6/16～10/15を標準とする。）

時間－

施工方法・理由砂防指定地内制限行為許可条件により、出水期における河川内工事が制限されているため。
- 3地下埋設物・埋蔵文化財の事前調査

調査項目地下埋設物または添架物（水道管）NO.1付近

調査時期工事施工前に施設管理者の立ち会いのもと、近接施工方法等について協議を行うこと。

移設期間なし

第2節 安全対策

- 1交通安全施設

内容

現場出入口に立入防止措置を講じ、工事関係者以外の進入を防止すること。

期間工事期間中
- 2通学路

内容

市道在屋1号線及び周辺道路は、通学路に指定されているため、工事車両の通行時には細心の注意を払い、必要であれば交通誘導警備員の配置や登下校時の大型車両進入制限等による児童の安全対策に努めること。
なお、交通誘導警備員の配置については、事前に監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

期間工事期間中

第3節 工事用道路

- 1一般道路

搬入経路市道在屋1号線→工事現場を搬入経路として想定している。（任意）

使用期間工事施工期間

使用時間8時～17時

工事中・後の処置適宜、清掃を実施し、工事後において舗装欠損等が判明した場合は監督員と協議し、適切な措置を講じること。
- 2仮設道路

安全施設出入口に柵を設置すること。

工事後の処置原形復旧

維持管理内容粉じん防止の散水（随時）

第4節 盛土

- 1流用土（工事内流用）

本工事の施工により発生する土のうち、161.1m³（地山土量）については当該工事の施工に流用するものと見込んでいる。

第5節 建設副産物

- 1建設発生土（搬出）（建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地）（指定処分（A））

当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地に搬出するものとする。
また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所株式会社中国工業開発新庄残土処分場（竹原市新庄町字松ノ木39-1）

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

第4章 その他

工事現場における責任の自覚並びに、現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化のため、現場代理人は『現場代理人』と記載された腕章を見えやすい箇所に着用すること。
本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

工事数量総括表

頁0 -0001

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
本工事費					
築堤・護岸		式		1	レベル1
河川土工		式		1	レベル2
掘削工		式		1	レベル3
掘削	【土砂, 小規模】	m3		280	レベル4
盛土工		式		1	レベル3
路体(築堤)盛土	【施工幅員2.5m未満】	m3		20	レベル4
残土処理工		式		1	レベル3
法覆護岸工		式		1	レベル2
作業土工		式		1	レベル3
3号ブロック積擁壁		式		1	レベル3
コンクリートブロック基礎	【18N, 底幅520mm, 高さ300mm】	m		44	レベル4
コンクリートブロック積	【粗面ブロック】	m2		128	レベル4
胴込・裏込材(碎石)	【RC-40】	m3		67	レベル4
天端コンクリート	【18N】	m3		4	レベル4
4号ブロック積擁壁		式		1	レベル3
コンクリートブロック基礎	【18N, 底幅550mm, 高さ350mm】	m		59	レベル4
コンクリートブロック積	【粗面ブロック】	m2		219	レベル4

工事数量総括表

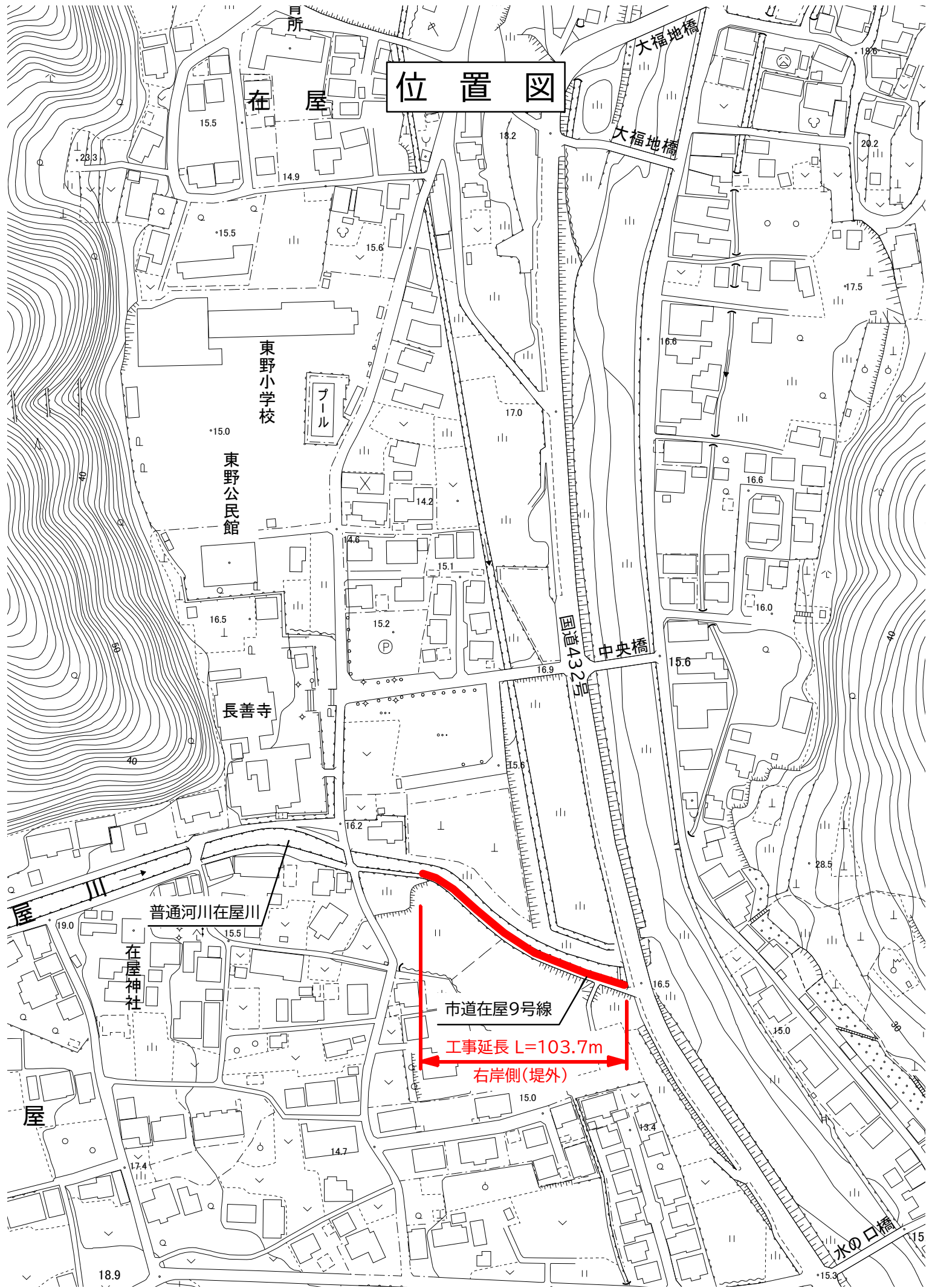
頁0 -0002

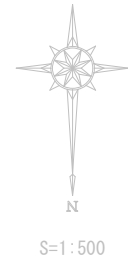
費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
胴込・裏込材(碎石)	【RC-40】	m3		118	レベル4
天端コンクリート	【18N】	m3		5	レベル4
小口止工		式		1	レベル3
小口止コンクリート	【1号, 無筋構造物, 18N】	m3		1	レベル4
小口止コンクリート	【2号, 小型構造物, 18N】	m3		0.9	レベル4
石積(張)工(すりつけ工)		式		1	レベル3
石積	【雑割石】	m2		12	レベル4
胴込・裏込コンクリート		m3		2	レベル4
底張工		式		1	レベル2
作業土工		式		1	レベル3
底張コンクリート工		式		1	レベル3
底張コンクリート		m3		1	レベル4
構造物撤去工		式		1	レベル2
構造物取壊し工		式		1	レベル3
コンクリート構造物取壊し	【CO構造物, 機械施工】	m3		96	レベル4
舗装版破碎	【AS舗装版, 舗装版t=50mm】	m2		12	レベル4
運搬処理工		式		1	レベル3
仮設工		式		1	レベル2

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
工事用道路工		式		1	レベル3
水替工		式		1	レベル3
※※直接工事費※※					
共通仮設費率分					
※※共通仮設費計※※					
※※純工事費※※					
現場管理費					
※※工事原価※※					
一般管理費率分					
契約保証費					
一般管理費計					
※※工事価格※※					
※※消費税相当額※※					
※※工事費計※※					
※※契約保証費計※※					

位置図





S=1:500

※) ブロック積護岸, もたれ式コンクリート護岸は、断面計画（粗度係数）により決定。

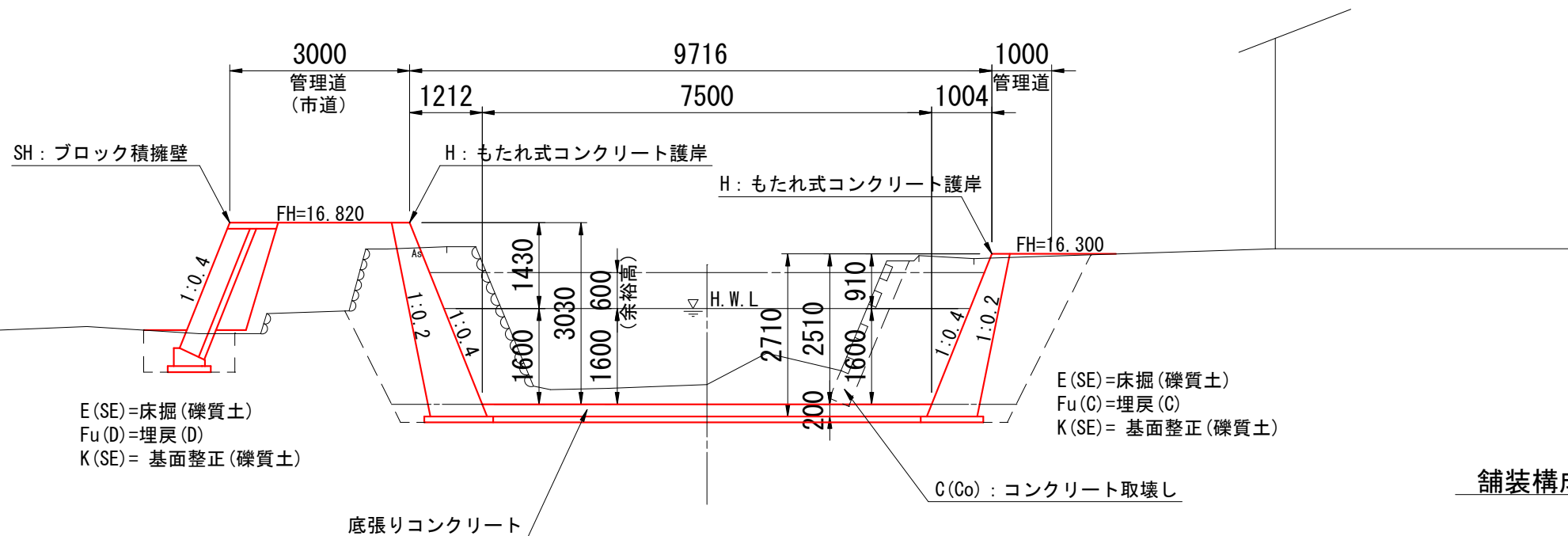
工事名	東野地区浸水対策事業 普通河川在屋川河川改修工事(Ⅲ区)		
図面名	平 面 図		
作成年月日	令和 7 年 9 月		
縮 尺	1:500	図面番号	1 / 7
会社名			
事業者名	竹 原 市		

凡 例		
記 号	種	別
C (SE)	掘削	片切 (礫質土)
C (As)	アスファルト舗装取壊し	(延長)
C (Co)	コンクリート取壊し	(体積)
B1	堤体盛土	
盛土施工幅区分		
a	$W < 2.5m$	
b	$2.5 \leq W < 4.0m$	
c	$W \geq 4.0m$	
L' (SE)	法面整形 (礫質土)	
L'	法面整形 (盛土)	
E (SE)	床掘 (礫質土)	
Fu (C)	埋戻 (C) 埋戻し $1.0m \leq W_1 < 4.0m, W_2 < 1.0m$	
Fu (D)	埋戻 (D) " $W_1 < 1.0m, W_2 < 1.0m$	
K (SE)	基面整正 (礫質土)	
H	コンクリート擁壁	
SH	ブロック積擁壁	
G	裏込め碎石	
L1	張芝	

標準横断図

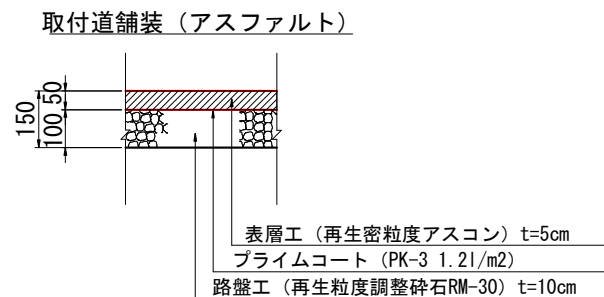
S=1:50

コンクリート側壁護岸部 NO. 7 付近

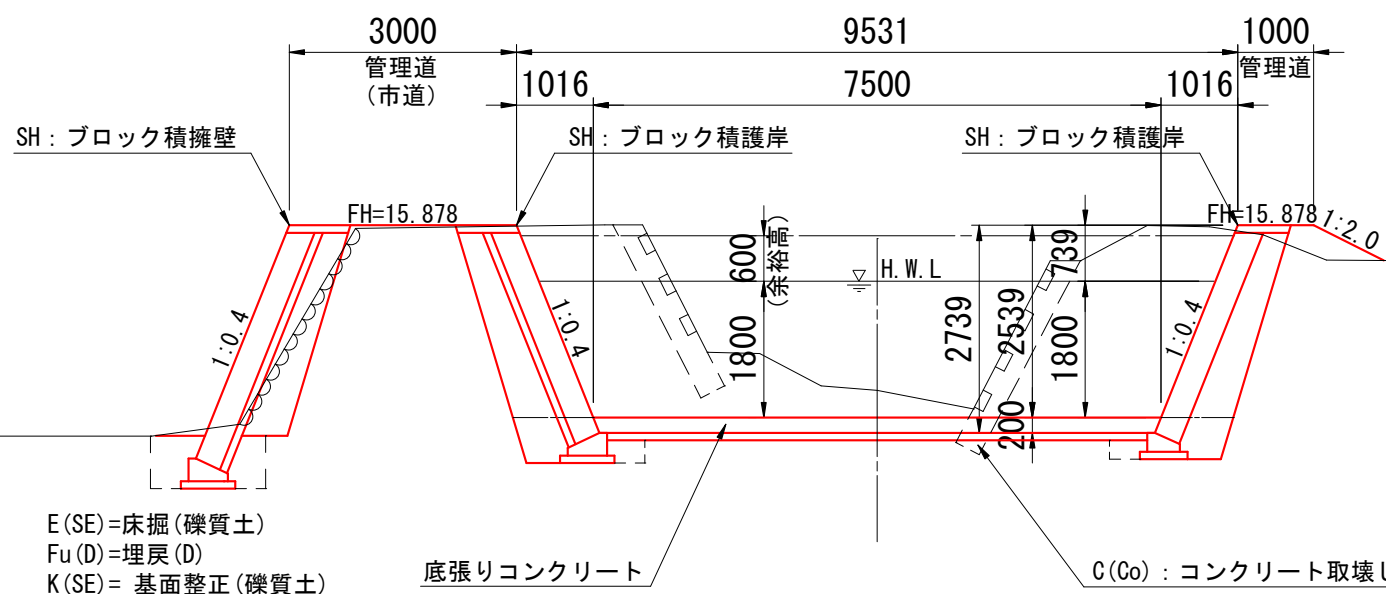


舗装構成図

S=1:10

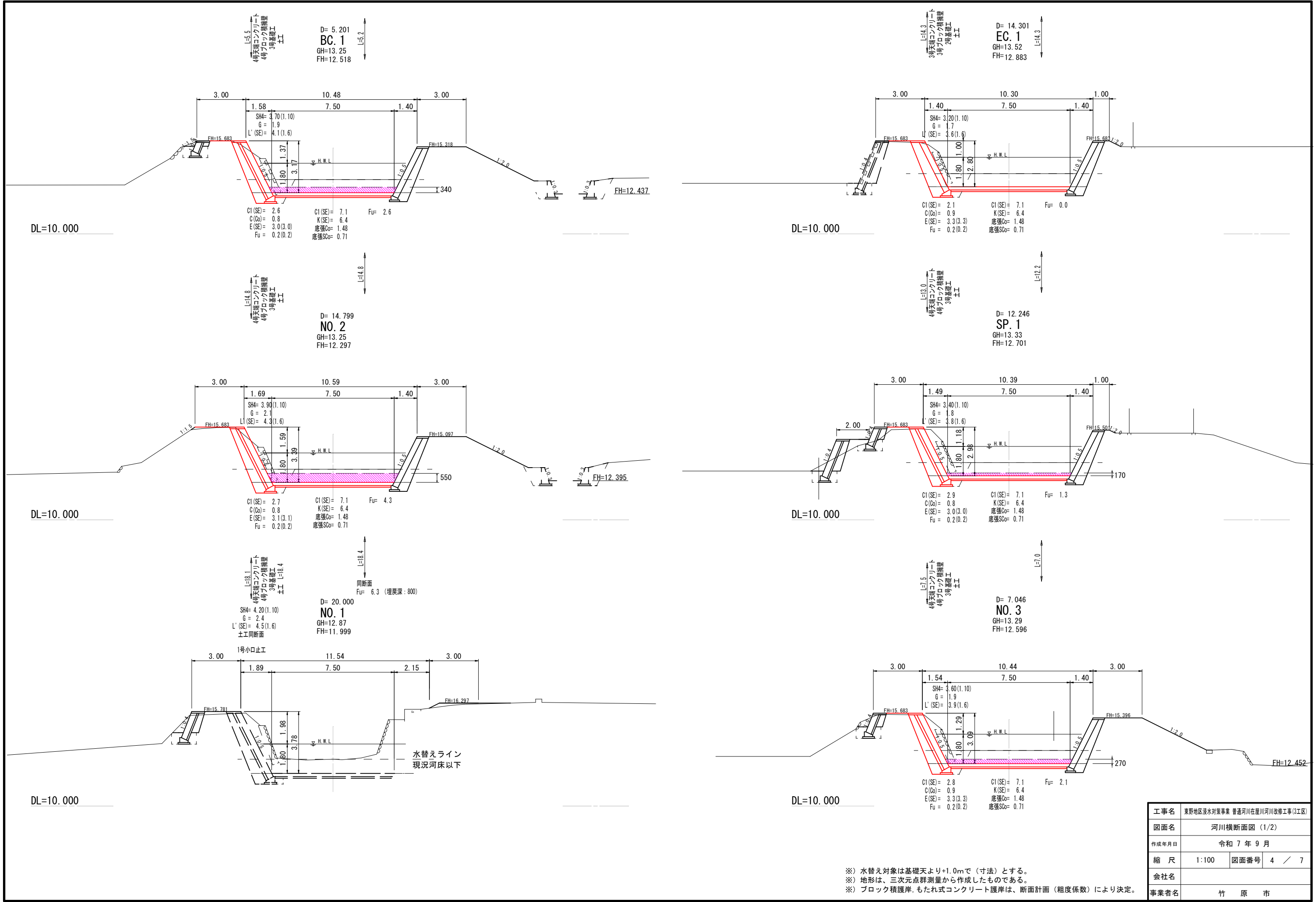


ブロック積擁壁護岸部 SP. 2 付近



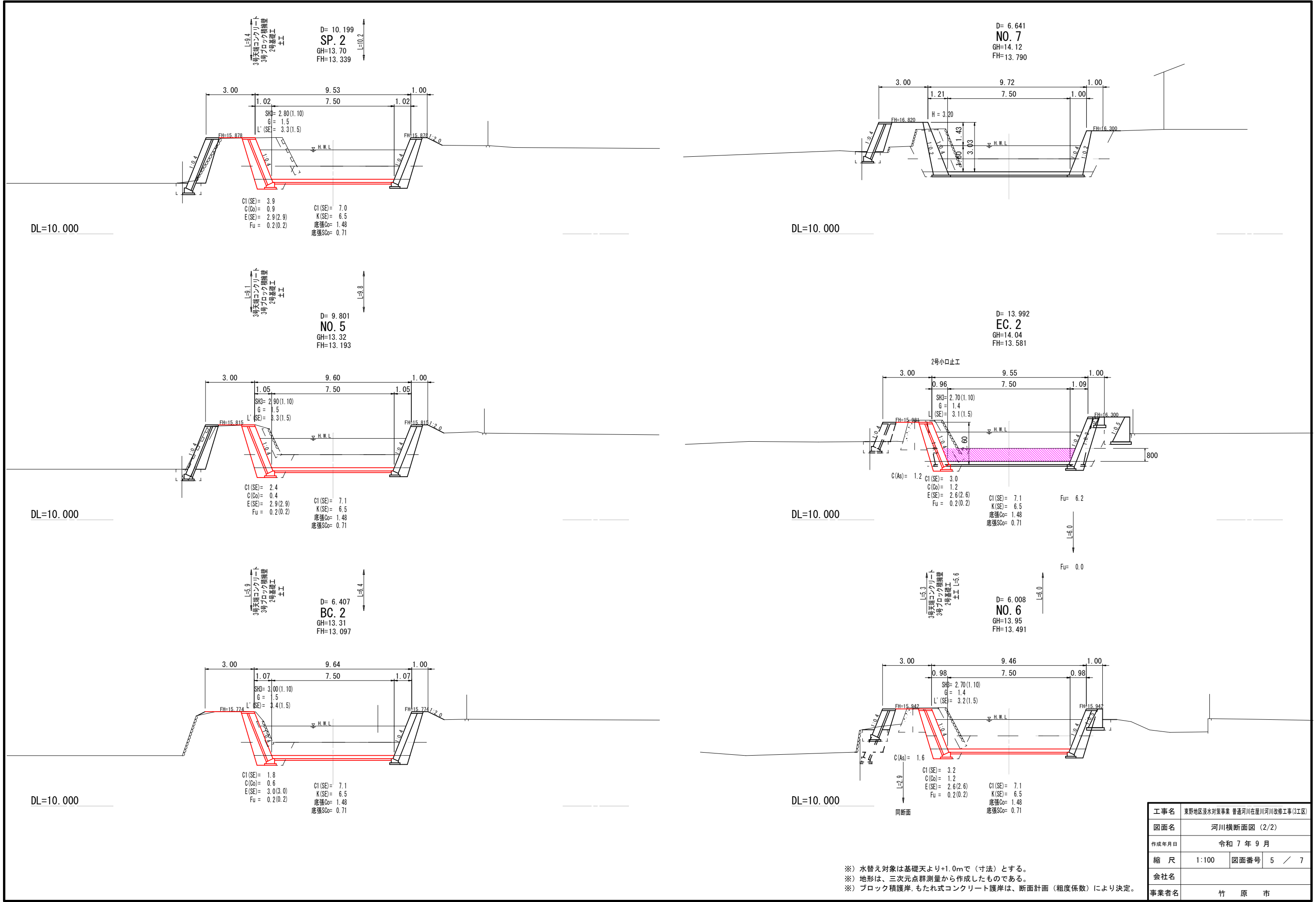
※) ブロック積護岸, もたれ式コンクリート護岸は、断面計画 (粗度係数) により決定。

工事名	東野地区浸水対策事業 普通河川在屋川河川改修工事 (3工区)		
図面名	河川標準横断図		
作成年月日	令和 7 年 9 月		
縮 尺	図 示	図面番号	3 / 7
会社名			
事業者名	竹 原 市		



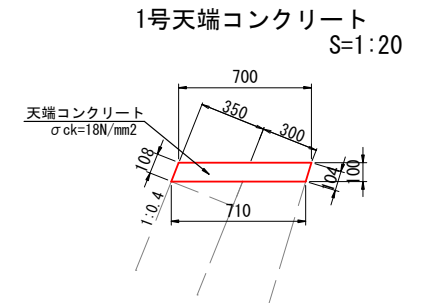
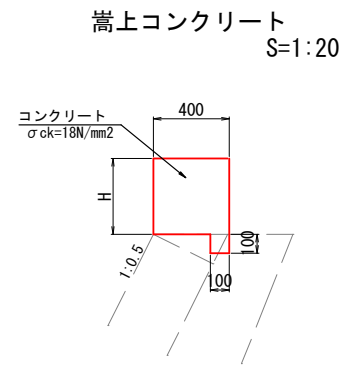
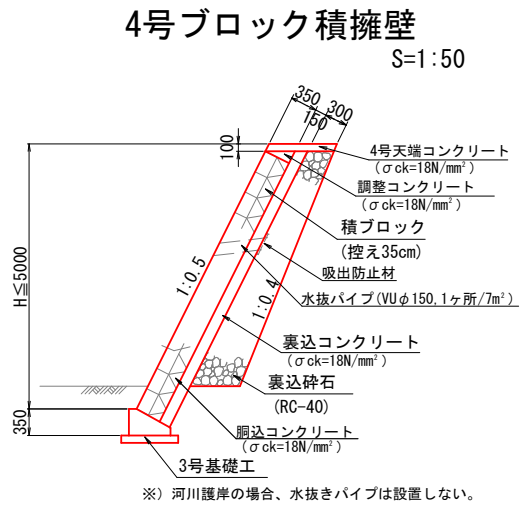
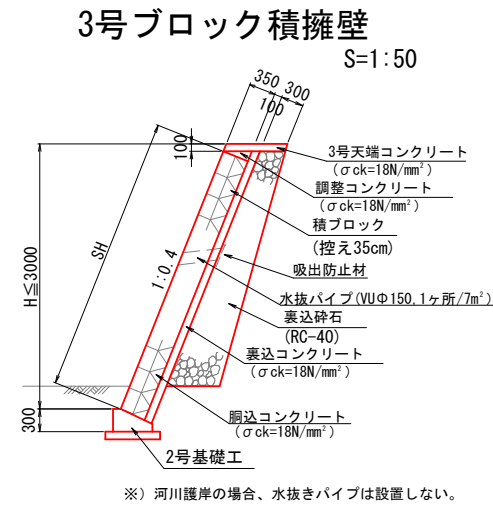
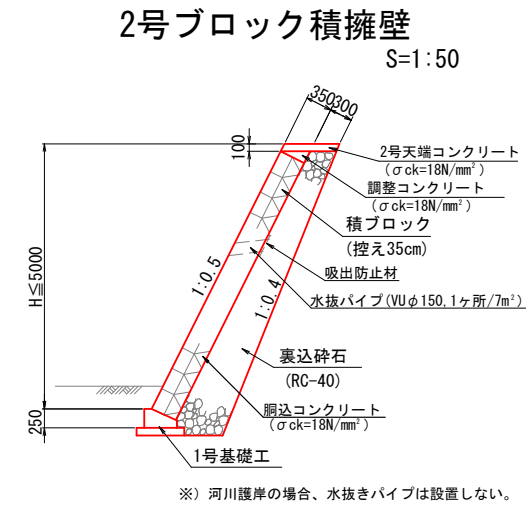
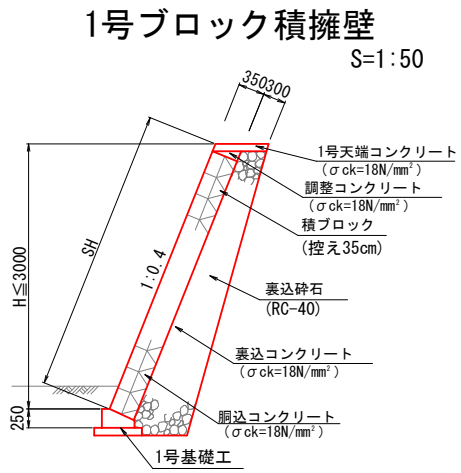
工事名	東野地区浸水対策事業 普通河川在屋川河川改修工事(3工区)		
図面名	河川横断面図 (1/2)		
作成年月日	令和 7 年 9 月		
縮 尺	1:100	図面番号	4 / 7
会社名			
事業者名	竹 原 市		

※) 水替え対象は基礎天より+1.0mで(寸法)とする。
※) 地形は、三次元点群測量から作成したものである。
※) ブロック積護岸、もたれ式コンクリート護岸は、断面計画(粗度係数)により決定。



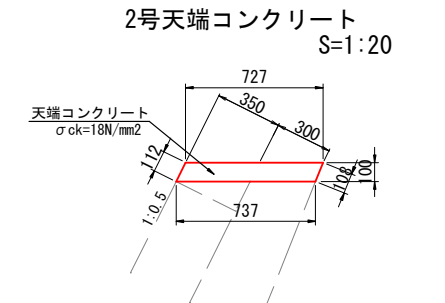
※) 水替え対象は基礎天より+1.0mで(寸法)とする。
※) 地形は、三次元点群測量から作成したものである。
※) ブロック積護岸、もたれ式コンクリート護岸は、断面計画(粗度係数)により決定。

工事名	東野地区浸水対策事業 普通河川在屋川河川改修工事(3工区)		
図面名	河川横断面図(2/2)		
作成年月日	令和 7 年 9 月		
縮 尺	1:100	図面番号	5 / 7
会社名			
事業者名	竹 原 市		



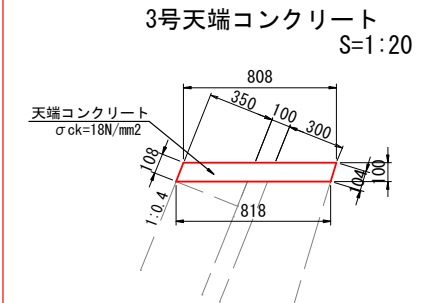
数量表 10m当り

種別	規格	単位	数量
コンクリート	σck=18N/mm²	m³	0.705
型枠	小型構造物	m²	2.120



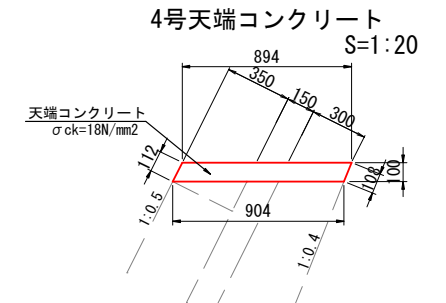
数量表 10m当り

種別	規格	単位	数量
コンクリート	σck=18N/mm²	m³	0.732
型枠	小型構造物	m²	2.200



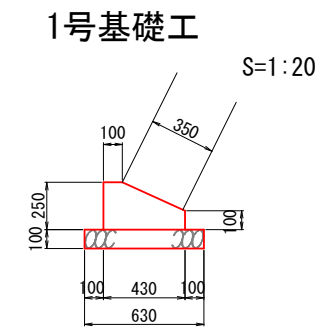
数量表 10m当り

種別	規格	単位	数量
コンクリート	σck=18N/mm²	m³	0.813
型枠	小型構造物	m²	2.120



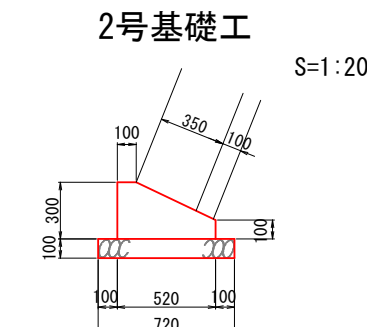
数量表 10m当り

種別	規格	単位	数量
コンクリート	σck=18N/mm²	m³	0.899
型枠	小型構造物	m²	2.200



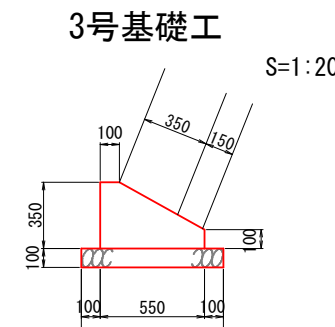
数量表 10m当り

名称	規格	単位	数量
コンクリート	σck=18N/mm²	m³	0.830
型枠		m²	3.500
基礎砕石	RC-40	m³	6.300



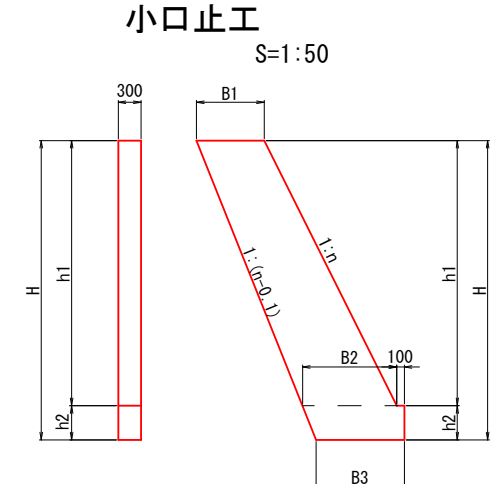
数量表 10m当り

名称	規格	単位	数量
コンクリート	σck=18N/mm²	m³	1.140
型枠		m²	4.000
基礎砕石	RC-40	m³	7.200



数量表 10m当り

名称	規格	単位	数量
コンクリート	σck=18N/mm²	m³	1.360
型枠		m²	4.500
基礎砕石	RC-40	m³	7.500

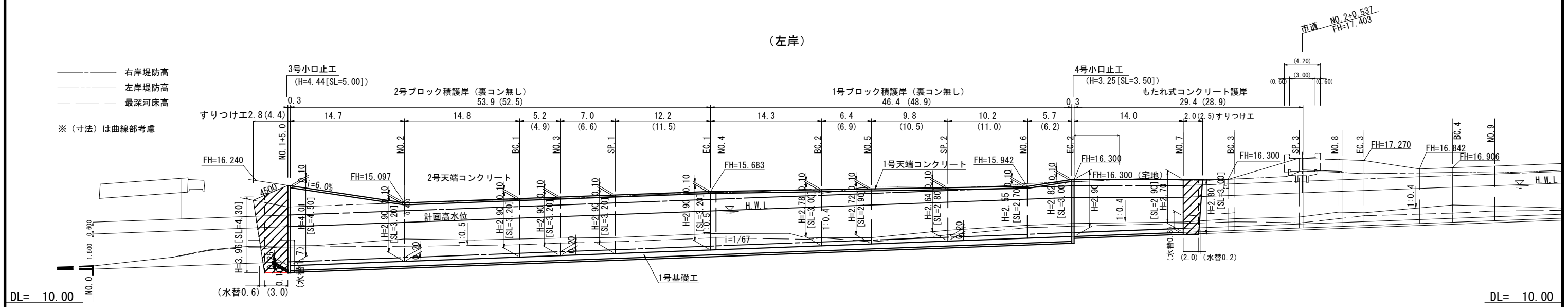
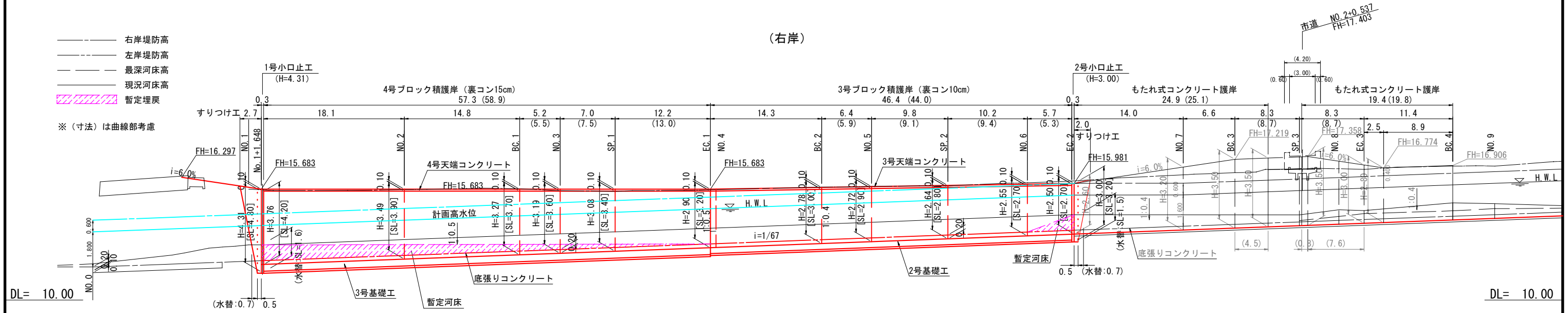


数量表 1ヶ所当り

名称	n	H(m)	h1(m)	h2(m)	B1(m)	B2(m)	B3(m)	コンクリート(m³)	一般型枠(m²)	化粧型枠(m²)
1号小口止工	0.5	4.310	3.860	0.450	0.894	1.280	1.200	1.433	9.755	1.228
2号小口止工	0.4	3.000	2.600	0.400	0.808	1.068	1.048	0.865	5.964	0.775
3号小口止工	0.5	4.720	4.370	0.350	0.727	1.164	1.124	1.365	9.204	1.466
4号小口止工	0.4	3.250	2.900	0.350	0.700	0.990	0.985	0.844	5.732	0.937
5号小口止工	0.4	3.200	2.800	0.400	0.808	1.088	1.068	0.932	7.236	—
6号小口止工	0.4	3.420	3.020	0.400	0.808	1.110	1.150	1.014	7.856	—

河川護岸擁壁展開図

V=1:100
H=1:250



工事名	東野地区浸水対策事業 普通河川在屋川河川改修工事(3工区)		
図面名	擁壁展開図 (1/1)		
作成年月日	令和 7 年 9 月		
縮 尺	V=1:100 H=1:250	図面番号	7 / 7
会社名			
事業者名	竹原市		